

香取市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者評価基準

1. 評価基準

評価項目		評価基準	配点
1次審査	業務実施体制	管理責任者・担当者等の人員配置は適切か	5
	業務実績	地方公共団体において本件に類する業務の実績があるか	15
2次審査	企画提案内容	機器等は来庁者及び職員にとって、操作性が考慮されたものであるか	20
		提案内容が具体的で、実現性があるか	15
		業務遂行にあたって事業者独自の独創性、創意工夫が認められるか	10
	運用・保守体制	故障及び緊急時の対応や維持管理体制が十分に整っているか	10
	行政情報等広告事業	広告主の募集及び放映する広告の作成が、円滑に行える体制が整えられているか	10
		放映する広告内容を審査できる体制が整えられているか	5
		放映方法や番組構成枠が具体的で、実効性があるか	10
合計			100

2. 審査方法

上記審査基準について、1次審査及び2次審査の合計点で評価を行う。なお、1次審査を実施しない場合は、プレゼンテーション審査時にすべての評価を行う。

各項目の採点にあたっては、下記の算出方法の計算方法により評価点を算出する。

60点未満の提案者は、要求水準を満たしていないと判断し、失格とする。

3. 算出方法

各提案者の評価点＝評価点の総和÷選定委員の数

ただし、小数点第2位以下は四捨五入する。